調達管理番号・案件名
26a00471_ブラジル国ブラジル法定アマゾンにおける先進技術による森林モニタリング及び回復のための能力開発プロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2026年10月6日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	3	3. 競争参加資格（1）各種資格の確認、3）競争参加資格要件の確認	外国企業との共同企業体を結成して応札することは可能でしょうか。その場合、共同企業体の代表者は本邦企業に限られるでしょうか。	外国企業とのJV構成を排除するものではありませんが、代表者は本邦企業とします。 当該外国籍企業には、法人登記等の書類のご用意だけご指示為さっておいて下さい。
2	7	第2章【1】1、第3章2（4）配付資料等	2026年8月13日に署名されたR/D及びその附属文書のうち、PDM、POその他プロポーザルの作業計画・実施体制の検討に参照すべき文書がある場合は、ご提供いただけますでしょうか。 公示ではR/Dで設定された目標、成果及び主な活動を踏まえた提案が求められていますが、配付資料としては最終JCC発表資料及び詳細計画策定調査報告書のみが記載されています。	別紙「R/D」を配布いたします。ご希望者には担当事業課より直接提供しますので、『**gegdn@jica.go.jp**』までご連絡下さい。
3	9	第2章 第3条1（2）（3）	森林減少予測システムについてはALOS-4を主要な選択肢として活用する一方、森林減少検知システムの構築はJAXAが担当するとされています。 成果1を担当する受注者は、成果2で得られるALOS-4により作成された森林減少検知結果等を活用して森林減少予測モデルを構築することを基本とし、ALOS-4原データを用いた森林減少検知処理そのものは原則として成果2側が担当するとの理解でよいでしょうか。 異なる場合、成果1と成果2の役割分担をご教示ください。	「ALOS-4を主要な選択肢として活用する」とは、森林減少予測システムで利用するSARデータの取得元としてALOS-4を主に想定しているということを指します。成果1（森林減少予測システム）については、SARデータ（成果2で得られる森林減少検知結果）や光学衛星データ等の活用を検討し、提案いただく想定です（ただし、それらの利用を前提又は必須とするものではありません）。一方、成果2（森林減少検知システム）はJICAとの連携協定及び契約のもと、JAXAにて独立して実施し、ALOS-4データを活用した森林減少検知処理及びシステム構築を担当することを想定しています。
4	9	第2章 第3条1（3）、第4条2（1）①、別紙1 3（7）	本プロジェクトでは、JAXA及び直営長期専門家等による投入が予定され、業務主任者は成果1～4全体の進捗及び成果管理を担うとされています。プロポーザルの体制・要員計画・作業計画を検討するため、直営長期専門家及びJAXAについて、TOR又は役割分担が確認できる資料、想定される投入時期・期間及び人月（MM）をご提供ください。 また、案件概要表の日本側専門家派遣約145P/Mと、本業務54.80人月との関係を含め、現時点で想定されている投入内訳をご教示ください。 あわせて、成果2～4については、本業務の受注者は進捗把握、成果間調整、JCC・報告書等の取りまとめを担う一方、各成果の技術的実施及び成果達成責任はJAXA又は直営専門家等の各実施主体が担うとの理解でよいでしょうか。	別紙「共通留意事項」を配布いたします。ご希望者には担当事業課より直接提供しますので、『gegdn@jica.go.jp』までご連絡下さい。 投入内訳については、現時点で本業務で54.80人月、直営長期専門家については1名を5年間配置することを想定しておりますが、案件後半には追加で1名の長期専門家を配置する可能性もございます。また、必要に応じて短期専門家の投入も想定しています。なお、これらの投入計画は現時点の想定であり、今後の案件実施状況等に応じて変更となる可能性があります。 成果2～4については、ご理解のとおり、本業務の受注者は主として全体の進捗管理、成果間の調整、JCCや各種報告書の取りまとめ等を担うことを想定しています。一方で、各成果に係る技術的な実施及び成果達成に向けた専門的な対応については、JAXAや直営専門家等の各実施主体が中心となって担うことを想定しています。
5	9	第2章 第3条1（2）（3）、別紙1 外部条件	成果1の実施に必要となるALOS-4データ及び成果2側で作成される森林減少検知結果等については、本業務の受注者が利用可能な形で提供され、受注者側で衛星データ利用料等を別途見込む必要はないとの理解でよいでしょうか。	ALOS-4データの取得に係る契約は本案件で締結しておりますので、受注者様においてデータ使用料等を別途ご検討いただく必要はございません。
6	10	第4条業務の内容　1.共通業務	内容は未記載状態でしょうか？	別紙「共通業務内容」を配布いたします。ご希望者には担当事業課より直接提供しますので、『gegdn@jica.go.jp』までご連絡下さい。
7	10	第2章 第3条1（5）、第5条2	受注者又は協力機関が本業務開始前から保有するプログラム、AIモデル、アルゴリズム、学習手法、ノウハウ等の既存技術・知的財産（Background IP）については、その権利を保有者に留保した上で本業務に利用し、本業務で新たに開発する部分と区分して成果物を整理することが可能との理解でよいでしょうか。 また、成果物として「ソースコード一式」を提出する場合についても、Background IPに該当する部分は区分した上で取り扱うとの理解でよいでしょうか。	（改定案②） 受注者又は第三者が保有するBackground IPを利用すること自体は妨げません。また、Background IPに係る権利は各権利者に留保されることを前提とします。他方、成果1（森林減少予測システム）については、最終成果物として協力機関との共有及びオープンソース化を想定しており、協力機関による継続的かつ無償での利用を想定としています。そのため、成果物の利用、保守、改修又は展開に際してライセンス料その他の費用負担が生じる有償のプログラムやソフトウェアの利用は想定していません。
8	10	第2章 第3条1（5）	「知的財産権の取扱いについて関係者間で十分整理した上で開発を進める」とされていますが、受注者は必要な情報提供、技術的助言及び整理案の作成等を行い、JICA、IBAMA、JAXA等の間の権利関係に係る協議及び最終的な決定はJICAが関係機関と行うとの理解でよいでしょうか。	（改定案） 知的財産権の取扱いについては、本案件で作成される成果物を原則として協力機関と共有することを基本方針としています。成果1（森林減少予測システム）については、開発されたプログラムのオープンソース化を想定しており、協力機関による継続的かつ無償での利用を前提としています。 受注者には、必要な情報提供、技術的助言及び権利関係の整理案の作成等を行っていただくことを想定しています。また、受注者又は第三者が保有するBackground IPを利用する場合には、当該権利が各権利者に留保されることを前提としつつ、成果物の利用、保守、改修及び展開に支障が生じないよう、必要な利用許諾その他の権利関係を整理することを想定しています。関係機関との権利関係に係る協議及び最終的な方針決定は、JICAが関係機関と調整の上で行います。

9	11	第4条業務の内容　2.本業務にかかる事項　(1)プロジェクトの活動に関する業務	プロジェクトの活動に関する業務は記載されている業務のみと理解してよいでしょうか？	別紙「共通業務内容」を配布いたします。ご希望者には担当事業課より直接提供しますので、 『gegdn@jica.go.jp』までご連絡下さい。
10	15	第2章 第6条 再委託	再委託業務として「森林減少検知システム、森林減少予測システム及び森林回復モニタリングシステムのインターフェース構築」が示されています。成果2及び成果3に係るシステムのインターフェース構築についても、本業務の受注者が再委託により実施する業務範囲に含まれるとの理解でよいでしょうか。各システムの開発・完成時期が本再委託業務の実施時期に影響するため、現時点で想定される実施時期があれば併せてご教示ください。また、同再委託について見積の取扱いが「上限額」とされていますが、具体的な上限額をご教示ください。	ご理解のとおり、成果2及び成果3に係るシステム間のインターフェース構築についても、再委託業者が実施する業務範囲に含まれることを想定しています。 インターフェース構築については、各システムの開発が一定程度進み、仕様や機能が具体化した段階で実施することを想定しているため、プロジェクト後半の約2年間で取り組むことを想定しています。「上限額」の記載は、第3章4、(2)に示す上限額に含まれる、ということを意味しております。
11	20	第2章 第7条、別紙1 3(7)、第3章4(7)	本業務では機材調達を想定しない一方、案件概要表では日本側投入としてドローン、ドローンセンサー、データ保管ストレージ等の機材供与が予定されています。 これらの日本側供与機材については、本業務の受注者が業務実施上必要な時期に利用可能との理解でよいでしょうか。	供与機材については現在調達準備を進めております。現時点では今年度中の調達を目指して準備を進めているところです。
12	21	別紙1 4(2)プロジェクト目標指標1	プロジェクト目標指標として「2026年のベースラインと比較して、森林減少予測の精度が向上している」とされていますが、本業務ではベースライン調査は適用しないとされています。当該ベースラインとして想定されている予測モデル、精度指標及び評価方法をご教示ください。	(改定案②) プロジェクト開始後、カウンターパートとの協議を通じて、森林減少予測に関する既存の取組、利用中のツール及び予測活動の実施状況等を確認し、本プロジェクトにおける評価指標、評価方法及び比較対象を整理することを想定しています。なお、本業務において新たなデータ収集を伴うベースライン調査を実施することは想定していませんが、関係者への聞き取り及び既存情報の確認を通じて、本プロジェクトによる予測能力及び予測精度の向上を評価するための基準を整理することを想定しています。
13	24	第3章　1. (3)業務従事予定者の経験、能力	業務主任者は、外国企業である共同企業体構成員から選出することは出来ますでしょうか。	出来ません。 業務主任は、JV代表者からの選出に限ります。 業務主任を輩出する事業者がJVの代表であることを求めております。
14	25	(5)対象国の便宜供与	コンサルタントチームが利用する車両並びにドライバーはコンサルタントチームが準備すると理解してよいでしょうか？	プロジェクト内では車両の購入は想定しておらず、ホテルと執務場所であるIBAMA事務所との往復については、タクシー(Uber等)利用を想定しております。

以上